



株式会社 新大倉

東京支社

有料職業紹介事業許可番号

40-ユ-300548

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヵ月に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| (1) 入社後1ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 | <u>紹介手数料の70～90%</u> |
| (2) 入社後1ヵ月超2ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 | <u>紹介手数料の50～70%</u> |
| (3) 入社後2ヵ月超3ヵ月（90日）以内に雇用契約が終了した場合 | <u>紹介手数料の10%</u> |

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。



株式会社 新大倉

長崎支社

有料職業紹介事業許可番号

40-ユ-300548

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヵ月に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| (1) 入社後1ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 | <u>紹介手数料の70～90%</u> |
| (2) 入社後1ヵ月超2ヵ月以内に雇用契約が終了した場合 | <u>紹介手数料の50～70%</u> |
| (3) 入社後2ヵ月超3ヵ月（90日）以内に雇用契約が終了した場合 | <u>紹介手数料の10%</u> |

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。